

●香川県告示第366号

香川県管理港湾高松港において次のように港湾施設の供用を開始したので、港湾法（昭和25年法律第218号）第12条第5項の規定に基づき告示する。

平成27年12月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

港湾施設の種類	名 称	位 置	能 力 ・ 数 量
保管施設（野積場）	朝日新町F地区野積場	高松市朝日新町 1番1及び朝日 町4丁目496番 27	面 積 360m ²
	朝日町B地区野積場	高松市朝日町4 丁目496番7、 27及び162	面 積 594m ²
	朝日町B地区野積場	高松市朝日町4 丁目496番7	面 積 616m ²
	朝日町B地区野積場	高松市朝日町4 丁目496番7	面 積 440m ²